

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

忘年会の費用

Q 当社は年末に会社全体の忘年会を予定していますが、この費用は福利厚生費として会社の損金になるのでしょうか？また、2次会や3次会の費用を会社が負担した場合も、会社の損金になるのでしょうか？

解説

忘年会費用は一定の要件を充足すれば会社の損金で処理できますが、2次会や3次会の費用は通常、損金計上は難しいです。

1. 忘年会費用を損金計上するための要件

- ① 1人当たりの金額が**少額**であること（例えば**1人1回1万円程度以下**とすること）
- ②**全員参加**を要し、不参加者には実費相当額の現金を支給しないこと。
- ③参加者の給与水準から**通常レベルの忘年会**であること

2. 2次会や3次会の費用については？

2次会や3次会の費用は、通常特定の者だけの参加となるため、**税務上損金算入は認められません**。なお、金額の多寡の判定は1次会と2次会を区分してそれぞれで判定します。

3. 役員等特定の者だけの時は？

役員、幹部職員等だけの忘年会費用は、全員参加の要件を充たさないため、税務上**交際費**等として取り扱われます。

4. 忘年ゴルフ大会の場合は？

通常の忘年会と同様、①**法人が負担する一人当たりの費用が多額かどうか？**、②**参加者が特定メンバーに限定されていないか？**が、問題となります。

要するに…

通常会社のイベントとしての忘年会費用は、一定の要件を充たせば税務上**損金算入できます**。要は、その忘年会が役員だけが参加するようなものではなく、**社員全員が参加**し、金額も1人当たり**1万円程度以下**となることです。